

平成26年第14回教育委員会会議録

日時：平成26年8月18日（月）

午後4時開会

場所：教育委員会室

出席委員

委員長 石井雅子
委員 松本昭彦
委員 庄山昭子
教育長 石川博之

出席者

教育次長 川合陽一郎
教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 國分靖久
学校教育課長 森昌彦
生涯学習課青少年担当副参事（兼）
青少年センター所長 中谷初男
津図書館長（兼）津図書館図書事務長 高橋祥公
安濃教育事務所長（兼）河芸教育事務所長
・芸濃教育事務所長・美里教育事務所長 松本秋伸

石井委員長 それでは、平成26年第14回教育委員会を開催いたします。時間の都合上すぐに議案第36号 平成26年度津市一般会計補正予算（第3号）＜教委所管分＞についての、審議させていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。教育事務調整担当参事

教育事務調整担当参事 議案第36号 平成26年度津市一般会計補正予算（第3号）＜教委所管分＞について説明させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出の総額に297万4千円を追加して、歳入歳出の総額を17億915万5千円にしようとするものです。資料の5ページをお願いいたします。歳出第10款教育費第5項社会教育費第4目図書館費は図書館活動事業の50万円の増額でございます。昨年10月に御逝去されました吉村工業株式会社創業者、故吉村弘様の御遺族であり御長男である吉村哲夫様から故人の地域社会への感謝とお礼の思いを込めて、寄贈いただく寄付金を財源といたします、児童図書の購入に係る購入費の計上でございます。第5目文化財保護費は、文化財保護関係事業247万4千円の増額で、三重県による志登茂川河川改修事業に伴う江戸橋常夜灯の移設に係る工事請負費の計上でございます。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしく願い申し上げます。

石井委員長 ありがとうございます。説明は以上です。御質問等はございませんか。

教育長

教育長 50万円、補正予算がもし議決されたら、いつ頃購入しますか。

教育事務調整担当参事 図書館の方で現在、

教育長 年内。

教育事務調整担当参事 もちろん年内には。

教育長 これを買った時には、吉村さんへの報告というか、少し御案内は用意はしてあるんですか。

教育事務調整担当参事 どのような本を購入させていただいたかというのは、御報告だけ。

教育長 一言、よろしく申し上げます。

石井委員長 他によろしいですか。

今の図書館の50万円について、もう少し詳しく教えていただけますか。

教育事務調整担当参事 はい。これは、昨年10月に吉村工業といいまして、市内で水道会社を営んでおられる会社でございますが、こちらの創業者であられるところの吉村弘様が、昨年10月に御逝去されました。その御遺族であるところの、現在吉村工業の代表取締役であるところの吉村哲夫様、御長男に当たる方なんですけれども、お亡くなりになりました吉村弘様が地域社会への感謝とお礼の意味を込めてということで、いろいろしたためられておられたものがございまして、そのような御遺志を尊重されまして、徹夫様の方から寄付の方をお預かりする様な運びとなりまして、それを財源といたしまして、児童図書の購入をさせていただこうということでの、計上ということでございます。

石井委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは、議案第36号 平成26年度津市一般会計補正予算（第3号）＜教委所管分＞について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは、議案第36号 平成26年度津市一般会計補正予算（第3号）＜教委所管分＞について、原案どおり承認することとします。

石井委員長 次に、議案第37号 津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長 議案第37号 津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について、説明させていただきます。資料の1ページを御覧ください。この条例につきましては、前回の教育委員会でもお話をさせていただいた経緯がございますが、平成24年8月22日に公布をされまし

た、子ども・子育て支援法が、平成27年4月に施行されるという予定で、この同法の規定で、市は教育保育施設、いわゆる認定子ども園、幼稚園、保育所の設置者、または、地域型保育事業を行う者に、施設給付費または、地域型保育給付費を支給するための確認に係る運営基準を条例で定めるということが、義務付けられております。そのために、この子ども・子育て支援法及び内閣府令、この内閣府令と申しますが、この2令は、先程も申し上げましたが、認定子ども園、幼稚園、保育所ということで、文部科学省と厚生労働省とにまたがる施設であるので、内閣府令ということになるんですが、内閣府令を踏まえまして、必要な基準を定めようということです。参考の「津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の概要」ということで、御覧ください。制定理由といたしましては、今、言わせていただいたことになるんですが、内容についてですが、第1章に総則というのがございまして、第2章にこの運営に関する基準というのがございます。その、第2章に関わる特定教育・保育施設の運営に関する基準という内容についての説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。まず、利用定員でございまして、そこにありますように、幼稚園につきましては、1号認定の子どもの利用定員を定めるということになります。保育所とかについては、最低定員というのがございまして、幼稚園につきましては、最低定員というのがございませぬので、利用定員を定めるということです。利用定員アですが、特定保育施設、認定子ども園については20人以上とし、とありますが、幼稚園につきましては、今言わせていただいたように、そういう最低定員というのがございませぬので、それについては、規定をしておりませぬ。幼稚園に関わる部分について言わせていただきます。その次(2)ですけれども、運営に関する基準につきましてですけれども、まずはアですが、その施設又は事業の運営について次に掲げる重要事項に関する規程(運営規程)を定めることということで、(ア)から(サ)まで確認をしたいと思っております。これにつきましては、各園というよりも、公立の園則ということで規程をさせていただくことになると思っております。2ページを御覧ください。施設又は事業の利用申込者につきましては、教育・保育の選択に資すると認められる文書交付等の方法により説明をし、同意を得ることになっております。またこれらを施設の見やすい場所に掲示することとなっております。ウにつきましては、施設区分及び事業に応じて定められたものに基づき教育・保育を行うことということです。それから、エについてですが、利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止、必要な場合の選考、教育・保育の提供が困難な場合に適切な措置を講じること。また施設又は事業の利用について、市が行うあっせん及び要請にできる限り協力すること。オになります。年度中における教育・保育に対する需要の増大への対応等やむを得ない事情がある場合を除いて利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならないこと。次はカです。

特定教育・保育又は特定地域型保育を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとします。それからキで、特定教育・保育等の提供に当たって、質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、また日用品・文房具その他必要な物品の購入等便宜に要する費用の支払を保護者から受けることができるということで、これは、保育料とは別に負担を求めるということです。クでございます。常に子どもの心身の状況等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、その相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うこと。また教育・保育の提供時に子どもに体調の急変が生じた場合等必要な時は、保護者又は医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じること。それでは次にケです。これについては、小学校などにおいて適切な連携に努めること。それからコについては、差別的な取扱いの禁止、虐待の禁止、あるいは業務上知り得た守秘義務等についてきちんと定めるということです。3 ページを御覧ください。サについては、苦情対応、これは前回の教育委員会でも御質問いただいたと思うんですけども、各施設に窓口を設置するということです。それから、シです。会計をその他の事業ときちんと区分し、適切にきちんと処理すること。それからスです。会計に関する諸記録を整備すること。というふうなことで、こういうことにつきまして、条例の1 ページから、特に幼稚園教育に関わる部分は15 ページまでの中に、第2章の第3節に係る部分までが教育に関するところです。第3章からは、地域型ということで福祉に関わるようなことです。以上でございます。これを第3回の津市議会に提出をさせていただくということになっていますので、よろしくお願います。

石井委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、御質問等はございませんか。

松本委員

松本委員 細かい条文まで固まって動かせないものかもしれませんが、27条で秘密の保護のところなんですけれども、第1項で、「職員及び管理者は」、その職にある時のことを指しているんですけれども、第2項で、退職後というか、「職員であった者が」ということで、その職を離れた後も、第2項では施設が主語になっているんですが、これをまとめて第1項のように書いて後で、退職後どのようになっているふうにはしないものなんでしょうか。主語が第2項は変わっていて、本人に義務を課すか、施設に義務を課すかちょっと変わっているんですが、こういう書き方が普通であればいいんですけれども。

石井委員長 学校教育課長。

学校教育課長 松本委員が言われた、1項と2項で現在と辞めた後という理解、その表現につきましては、基本的には内閣府令の中での表現に沿っての内容なので、表現の仕方。

教育長 それは違います。公務員はこの法律以外に地方公務員法の中で、秘密の保持等退職後も一切秘密を漏らしてはならないという規程がございますが、民間の方にはそこまで厳密な規程がありませんので、当然今回の法律、子ども・子育て支援法等の法律の児童福祉法等の中でその職にある者についてはその秘密を漏らしてはならないというのはあるんですが、退職後まで規程するのはなかなか難しい部分がありますので、退職後については、施設等を主語にして、昔職員だった者が、そういうふうにならないようにというような表現になっていますので、これは、法の建てつけ上、これ以上の表現は多分難しいんだろうと思います。

松本委員 31条、これのもとの方が合ってる表現なのかもしれませんが、表現が分かりにくいような、1行目の「地域住民又はその自発的な活動等」これは、地域住民という言葉と活動という言葉が並列されているということだとすると、ちょっと並列の名詞の性質が違うかなと思います。

石井委員長 教育長

教育長 こちら側が答えることですが、地域住民というのは保育園や幼稚園があるその地域に住んでいらっしゃる例えば老人クラブとかそういう方々がいろいろとお手伝いをいただくという内容になりますし、例えば幼稚園の保護者会があったときに、それは地域が限定されない場合が多いでね、その小学校と違いまして、保育所も幼稚園も、いろんな地域から来てみえるので。ところが、そういう方が一つのそういうふうな団体を形成した場合、そういうところとも十分に連携協力をしなさいよというのは言わないといけなくて、多分もう少し具体的に書いてくれれば分かりやすいんですけども、一つはその地域というのを捉えての話、もう一つは地域に関わらないそういう協力団体なんかがあった場合にそういうところとも連携協力をしなさいよというふうになりますので、非常にそういった幅広い。

松本委員 自発的な特定教育施設も自発的ということですか。

教育長 その皆さんもです。例えばそのPTAとか、幼稚園は保護者会ですが、保護者会が行事をする場合があるんですが、幼稚園、保育所で、園外の遠足以外

で保護者が主催する事業があったりします。それは、保護者がやるからといって、幼稚園は全然知らないよというんじゃないで、十分連携協力して一緒にやりなさいよという意味なんです、その形成する保護者は地域限定ではなくて、利用する子たちになりますので、というのが一番わかりやすいかなと思います。いろんなケースがございます。その地域というは、はい。

松本委員 広くとれるようにということですね。

教育長 はい、そうです。

保育所なんかは、近くの子どもが多いんですけども、ここに事業所があると、事業所のそばにある保育所に向けて遠いところの人がいっぱい来ますので、そこにいろいろ協力する人達の塊は、その地域の人とは全然限らないことになりますので。

石井委員長 松本委員よろしいでしょうか。

松本委員 はい。

石井委員長 他によろしかったでしょうか。

庄山委員よろしいでしょうか。

庄山委員 先程の説明があった2ページの教材費のことなんなんです、ある程度の必要経費として必要かとは思いますが、「日用品・文房具その他必要な物品の購入等便宜に要する費用の支払を保護者から受けることができる。」これは、国の方も同じように言っているんですね。何かちょっと、歯止めはあるんですか。

教育長 歯止めは、あります。先程説明が足りなくて申し訳なかったんですが、上乘せ徴収の場合はあらかじめ文章により、同意が要るんです。それで、実費徴収はあらかじめ同意が要ります。実費徴収の場合は口頭でも良いんです。ただ、あらかじめの同意が必要になってきます。公立ではほとんど考えにくいんですが、例えば津まつりに鼓笛隊をやりますと。で、服が全員で揃えますと。ある幼稚園。その時、服代要りますよと。これ、実費徴収になる可能性があるんですけども、その時には、あらかじめ保護者の皆さんに、こんなん要りますよと、いくらですよ、どうでしょうかという同意があって始めてできるという歯止めはあります。

庄山委員 このことに関して、前回の会議の時にいろいろなお話が出ましたので、

いろいろな私の知っている範囲ですけれども、県の幼稚園や、私立の幼稚園や電話ですけれども、一つは直接行ったところもあるんですけれども、知り合いのところにどんなふうに幼稚園なっているのと、東京、関東、東京中心ですけれども、東京の私立は、すごいんです。お金もすごく要りますけれど、やっている内容も、学校教育みたいに、きちっと要領もあってそこにどういうふうなことを1年間でやって計画も立ててあって、時間割のように月曜日はお茶を、火曜日は体操、水曜日は英語、読書とか、いろんなことをするんですけれども、もう4歳で平仮名もカタカナも全部読めます。目飛び出しましたんですけれども、その子が読めたんで、何で読めたのと。まあ、お金を出しているいろんな先生達を、それをいいのか悪いのかというのはその子の将来はその子はそれがぐっと伸びるのかどうかは私は分かりませんが、違うんだなというのは、私が住んでいる、旧津市、旧郡部のところとはもう全然違うなという。

教育長 ただ、実は、その要するに教育課程でシラバスの具体化番、指導案までは津市としての全体のもは3カ月単位で3、4、5歳の教育課程は決めたんです。今は県のをほとんど流用していますので、これが津市ですと、あまり出してないんですが、一生懸命つくってくれています。保育所もつくっています。これは、年間単位ではなくて、よそみたいに、東京でいいますと足立区、品川区が進んでいますけれども、あそこも3カ月単位で、子どもは成長が早いですから、小学校なんかは、1年間のカリキュラムなんですけど、3カ月単位。この3カ月単位にしておいて、子どもの発達段階に応じて、何処をこの子には使うかと個人名を全部書いて教育というやり方を現場では実際しているんですが、あまり宣伝はされていない、宣伝というか、御案内はされていないのであれなんですけれども。そこは、まあ漢字とか、そんなふうなものはカリキュラムには入っていませんので、津市の場合は、というようなことです。

庄山委員 教育委員会のほうでは、どこの県でも多分きちんと、津市もしていらっしゃるんだと思うんですけれども、それがまあそれぞれの幼稚園にきちんとそこら辺も落ちていて、それをその地域の子どもたち、目の前の子ども達に合ったような形に直してやっていくのかな、どうかなと非常に強く思うんです。

教育長 幼稚園によってはそれを、4月の頭に出している幼稚園もあれば、そこまで出してない幼稚園もありますので、そのところは正直申し上げて徹底できていない。

庄山委員 これからですね。そこはびっくりして、するところはすごいんだなと。

決して私はそれがすごく良いとはいいいませんが、教育長さんは早く教育した方が良いというような、前回はおっしゃいましたが、私は時期があるかなとは思ってはいるんですが、それは別に学者さんの文を読んでそうだったんじゃないので、ちょっとしっかりした理論はないんですけれども。

教育長 一番大きな課題は、目の前で砂遊びをしています。この砂遊びをとおして何を学ばせるかというのが、当然今お話しましたが、3カ月単位で子どもによって違うというのは当然なんですけれども、前で砂遊びをしている時に、何をねらいとして教員が、これを例えば何歳の時にはどういう力を身につけてあげようねということが、幼稚園教育であっても一応のねらいと目標を定めてやらないと、たとえば、こっちの先生はこの子にこれを付けたい、こっちの先生はこの子にこれやとか、あるいはこっちの園ではこれやとなると困るので、何かその指標になるようなものは欲しいよねというのがカリキュラムがほしいという教科書がないだけに、それを一回考えようよとなって何年か経っていますが、今一生懸命やっているようなその最中なんです。ただ、目標値が結構、想像力、判断力とかあるいは社会性が中心なものですから、どこまでというのがないんです。1 + 1 = をどの学期までにとかいう目標が定まらないものですから、困難を極めているということなんですけれども、よそはこれは、6年間くらいかけて研究してみえて、うらやましいなと思うんですが、ちょっとそういう時間の余裕もないし、今やってらっしゃることを少しまとめてみようよというのが中心なんです。それ以上のことをなかなか難しいということがあります。

庄山委員 指導主事さんにも幼稚園の先生もみえますよね。その先生を中心にまとめていただいたらと思います。

石井委員長 よろしいですか。

それでは、議案第37号 津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 御異議なきようですので、議案第37号 津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について、原案どおり承認することとします。

石井委員長 次に、議案第38号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課青少年担当副参事

生涯学習課青少年担当副参事 議案第38号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、説明させていただきます。資料の参考をもとに説明させていただきます。参考の1ページを御覧ください。前回の教育委員会で子ども・子育て新制度のことが協議されましたが、その時出ました子ども子育て支援の関連の三法が平成24年の8月に公布され、その三法の一つであります子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の中で、児童福祉法の一部が改正される予定でございます。このことによりまして、市は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について条例で定めることが義務付けられましたので、必要な基準を定めようとするものです。主な内容としましては、(1)の一般原則でございますが、放課後児童健全育成事業における支援の目的、事業者及び事業所の一般原則について定めることといたします。(2)の事業者と非常災害対策ですが、非常災害の時の対応といたしまして、非常口等非常災害に必要な設備の設置、あるいは具体的計画の策定、定期的な訓練の実施等定めることといたします。(3)の事業者の職員の一般的要件でございますが、利用者、いわゆる就学児童でございますが、支援に従事する職員は健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者で、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めることというふうに定めようとしております。また、事業者については職員に対して、研修の機会を確保するよう定めようとするものです。(4)の設備の基準でございますが、設備につきましては、遊びや生活の場としての機能と体調の悪い時等に静養するための機能を備えた区画を備えることとしておりまして、その区画の面積につきましても、基準を定めております。(5)の職員についてでございますが、事業所ごとに配置する放課後児童支援員、現在は指導員と呼んでいますが、条例では放課後児童支援員というふうに名前をつけております。その支援員の員数さらに支援員となるための資格要件、支援の単位、支援の一つの単位について、定めております。それから、(6)でございますが、利用者を平等に取り扱う原則、あるいは虐待等を禁止する、衛星管理等必要な措置を講じるということを決めております。次のページをお願いします。(7)の運営規程でございますが、事業所ごとに運営について、重要事項に関する運営規程を定めることといたします。また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿等を備えることについても定めております。運営規程についてはアからサまであります

が、事業の目的でありますとか運営の方針、職員の職種、員数、職務の内容、それから開所している日や時間、それから、利用者が支払うべき金額、利用の定員等々でございます。(8)秘密保持等でございますが、これは先程も議論いただきましたが、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すること。また、支援に関する苦情の対応について窓口を設置する等の必要な措置を講じることについて、定めようとしております。それから(9)開所時間及び日数でございます。これは、小学校の授業の休業日とそれ以外における開所時間、それから年間の開所日数について定めております。(10)保護者及び関係機関との連絡・連携等については、常に利用者の保護者と連絡をとり、利用者が通う小学校等関係機関と連携すること。また、事故発生時に適切に対応することについて定めております。概要等については以上でございます。

石井委員長 ありがとうございます。説明は以上です。御質問等ございませんか。
庄山委員

庄山委員 今の中にはなかったんですが、全ての小学校でやはり施設の放課後児童健全育成事業を利用したいという保護者の方はいらっしゃるのではないかなと思うんですけど、そういう方向に進むんでしょうか。

石井委員長 生涯学習課青少年担当副参事

生涯学習課青少年担当副参事 昨年11月にニーズ調査を行いまして、その調査のおよその結果が出ているんですが、現在の学童保育に通ってみえる児童の割合が現在は13パーセントでございますが、そのニーズ調査から出てきましたこれから放課後児童クラブに通わせたいと思われる保護者の割合は30パーセント程度でございました。ということは、今の現状の人数よりも、もう少し多くの保護者の方が御自分の子どもが小学校に行った時に、放課後児童クラブに通わせたいなと思ってみえる割合の方が多いということが分かってまいりました。そういうことから、受け皿として、津市ももう少し増やす必要があるということが分かってまいりましたのと、現在、放課後児童クラブがない、設置していない小学校区もありますので、そこからの保護者の御意見ということも聞こえてきておりますので、これからどんなふう to 受け皿を作っていくかという方策の一つとして今ない小学校区について保護者の希望を受けまして、つくっていく方向で考えているところではあります。

庄山委員 津市は、始めは10名以上というようなお話でしたけれども、5名に

減らしていただいて、5名以上あれば開設できるとしていただいたのは非常に良かったなど。小さい学校はやはり10パーセントと言いますと、50、60人、今、70人程度のところがございまして、10パーセントは7人ということで、5人あるかなしかという、でも、保護者としてはなんとしても設置してほしいという希望があって、それを昨年でしたか、5名にさせていただいたのは非常に良かったなどと思っております。できれば全ての学校にそういうふうに設置できるようにしていただけたらと思っておりますけれども。

教育長 13校区ですか。今、委員が言われたように、今80人、90人の学校は10年経ったら50人台です。正直申し上げて、その5人から10人で運営が成り立つかと言うと非常に難しいところがあって、欲しいんだけどもようつくらんというところもあるんです。それを考えると全学校区につくるのは困難というのが実感としてあるところです。

庄山委員 わかります。非常によくわかります。普通に働いて生活していくようなその支援員に対する給与の様なものが絶対無理ですから。

教育長 金額もそうなんですけれど、例えば50人から100人いるようなところでは、必ず保護者の中に例えば社会保険のこととか、人を採用するにはどうするかわかっている人がいるんですけど、5人、10人になると、例えば社会保険庁に対して何を出して何を申請しないといけないか、何を保障してあげないといけないかというのがわからないとうことになる、金もありますけど、それが大きいと感じるわけです。

庄山委員 それは、できたら、勉強していただかないと仕方がないと。どこでもしてもらっているんだと思うんですけど。それは、できればそういう方向に。ただその学校がこれから先、どんなふうな方向になっていくかというのもちらっと思うんですけども。それはそれで、学校がなくなったらそこの自然に解消するというか。と言いますのは、保護者の方は、学校を描くんですよね。自分の住むところを、この学校があるからそこに住みたいとか、ここは住みにくいところだからもういいやとか。その他の理由もたくさんあるんだと思うんですけども、住みにくい地域をつくったらあかんやないかと私は。自分のところはそう思いますので、多くの方はそういうふうに思っているんじゃないかと。教育長のおっしゃることも非常によくわかります。

教育長 そういう議論の先には保護者の地域の方は、公設・公営にしてくれとい

うふうな話になるんですよ。そういう事務的な処理が大変だから。金はおいておいて。ところが公設・公営になったら、中身がなくなりますので、難しいところですよ。どちらかというとな機械的になりますし。

石井委員長　そういう意味では中身は良くなりませんか。

教育長　難しいです。今の公設・公営の幼稚園と一緒に。指導員も欲しいけど見付からないと、なしでどうするんやという、現実にそういう穴がいっぱいできてきます。今は地域で探していただいたりするんで、そういうふうな関係の中で、誰かは見つけてきてやってくところはありますが、難しいですね。すごく中長期的には法人の受託というのは随分とクローズアップされてくるに違いないと。それで、津市内にも増えてきましたけれども、社会福祉法人がついでにしてくれるというか、ついでと言うと変なんですけど、運営を担ってくださるのは、非常に経営、中身が安定していますので、課題もいろいろあるかとは思いますが。

庄山委員　課題はあります。それは、私立の幼稚園とか保育園とかをされているところが、学童保育も一緒にというのが松阪市も津市もありますけど、保護者の負担が非常に大きいんです。

教育長　保育園もですか。

庄山委員　保育園は違います。学童保育に関しては。

教育長　社会福祉法人は、学校法人は結構高額が多いんですけども、社会福祉法人が今受託してくださっているのは、通常の高額で、要するに保護者が、採択みたいな形で社会福祉法人が担ってくださるところが結構あるんですけど、それは、おやつ代、通常でいくと小学校1年生で平均2,000円くらいで、小学校6年生が9,000円くらいというふうなやつで、その、私立の幼稚園になると、さっきの話ではないですけど、独立していますので、それ用にということでまた、金額が跳ね上がったりの多いんですけども。

庄山委員　私はその、各学校にという、それもそうなんですけど、やはり女性が働ける社会をつくるという、まあ、安倍さんが一生懸命、女性を女性をとおっしゃるんですけど、その土台をやっぱこれなんですよね。このことをきちっとしてあれば、もう少し女性がどンドン年齢を増して、その経験を踏んで活躍できる場ができるんですよ。それがないと、やはり、女性はなかなか活

躍する場に立たすことができない。

教育長 その、直観的に、今の制度の仕組みからいくと、子ども教室を学校がもし受けれるのであれば、各学校で可能になります。これが今現実には難しいので、その各学校単位に全部にというのはなかなか難しい。で、社会福祉法人なんかが、保育園の送りの時にバス、今の保育所はバスを使えない。幼稚園はバスを使って送迎OKになっていて、送迎料金を毎月いくらかいただいています。私立はそういうことではなくて保護者送りになっていますので、ちょっと上手くいきませんが、その辺の仕組みを考えないと、各学校に今の放課後児童クラブを全部つくるというのは、ちょっと難しい課題がたくさんあるというイメージがすごくあるんですよね。じゃあどうするかというのを考えないといけないんですが、なかなか妙案がないんです。子どもはなかなかそこまで学校に行かないといけないじゃないですか。距離がどうしても出てくると、行けないのでそこは、本当に頭が痛いです。

庄山委員 わかりました。

石井委員長 よろしいですか。松本委員いかがですか。

松本委員 第2条の条文に、2行目、「明るくて」とちょっと口語的な表現があると思ったのと、「素養があり」というのがあったんですが、あんまり法令で「素養があり」というのは、どうかと思いました。これはもう、親規程というか議案の方はいかがでしょうか。

生涯学習課青少年担当副参事 そうですね。

松本委員 最低基準という言われ方をしていますが、最低基準はこれから向上させるのか3条はいかがでしょうか。条例とかのつくり方として、こういうものならそうなんだろうけれど、基準を決めておきながら、でもそれはすぐにでもおじゃんにするんですよみたいなことを始めに言われると、早いもので、そういうこともあるのかなと思ったんですが、普通なんだろうかと。

生涯学習課青少年担当副参事 委員長。

石井委員長 生涯学習課青少年担当副参事。

生涯学習課青少年担当副参事 私も、条文等のことに詳しくございませんので、

本当にこういう御答えが失礼なこと当たるのではないかと思いつつも、この見本にしましたのは、これに先立って出ました厚生労働省令というものが出ておりました、この厚生労働省令に沿った形の条例をつくったわけなんです、この厚生労働省令にはこの基準というのは最低基準なので、この最低基準をさらに向上させるように努めなさいよというような表現の仕方がございますし、先程の素養という言葉もここに載っております、それを同じように使わせていただいたということでございます。

教育長 法律用語に、「素養」というのが本当に良いのかどうかというのがありますけれども、一般原則のところはこんな単語がいっぱい出てきますので、ちょっと我々としてはあまり気にせずに使っていますけれども、要するに指導員としてふさわしい人を置きなさいよと、そしてこれを確保するためには研修制度がかなり、県の研修を受けないと受講した方でないという指導員にはなれないという規定もございまして、5年間の猶予期間があるものということになりますので、というのが一つあります。それと、教育関係法規には最低基準という単語は比較的少ないと思いますけれども、福祉関係の法規は多いです。大体法律で定めるのは、常に最低基準を、これ以上、下はだめですよという決め方で、上はどれだけでもよろしいよという、好きにどうぞ市町村の自治事務になれば、どうぞやってくださいというふうな形の使い方が多いので、こういう表記になります。今回のこれは児童福祉法の改正になりますので、少し教育方からは見慣れない言葉があるかもしれません。

石井委員長 よろしいでしょうか。

それでは、私の方から一つよろしいでしょうか。1 ページ目の主な内容の(3)で、「職員に対し、研修の機会を確保すること。」とあります。その研修について、今教育長の方から言っていたんですが、適切な訓練を受けていただいた職員の支援により子どもたちを見るというふうにあるんですけども、この研修の内容というのは今現在いくつかわかりますか。どのような研修を必要とするのか。

生涯学習課青少年担当副参事 厚生労働省が都道府県知事が行う研修につきましては、夏を目途に内容を示すというふうな今協議がなされており、案らしきものは出ていたりするんですが、全く抽象的な事でこれから出てこようかと思えます。それから、事業者が機会を確保するための研修というのは、具体的なことは示されておきませんが、支援員としての基本的な知識でありますとか、対応するのが子どもたちですので、子どもたちの発達に関した事であるとかそういった研修の内容になるかと思えますけれども、それについては具体的なものについて

は示されておりませんで、ただ現在指導員さん達が自主的に研修してみえる内容がございますし、行政研修として津市がこのようなことでという研修はございますけれども、それ以外のものについては具体的なものは。

教育長 いや、委員長が言ってみえるのは8条の研修なので、自主研修と津市の行政研修の内容でどんなのがありますかということなので、今やっているがあるので、もしお話出来たら。

生涯学習課青少年担当副参事 現在の指導員さんに行政としてこういったものを知識・技術として身につけていただきたいということで、行政研修としてやっておりますのは、子どもたちの特別に支援を必要とする子どもたちを対象とした対処の仕方でありませうとか、その技術・知識等のことについてとか、あるいは保健関係でございますが、子どもたちのけがとか病気等の対応に関する内容のもの、それから、いわゆる救急法の講習に関すること或いは、不審者ですとか侵入者に対してどんなふうに対応するかということですか、そういうことについて今年から昨年より少し回数を増やしましたが、9回ほど研修をしております。内容としてはそういったことでございます。

教育長 それ以外に、その連絡協議会の指導員部会に補助金を交付していますので、御自分達がこういう研修が要るよというふうに思われたものにその補助金を対応してやっています。これまではほとんど行政研修というこちらで提供するのにはなかったんですが、頑張って増やしてくれています。結構人気、評判、研修の評判ではないですが、よくやってくれているなあというのは。

石井委員長 なぜお聞きしたかと言うと、放課後児童クラブの健全育成事業なんですけれども、学校が終わってからの子どもたちが、学校の中では子どもたちは、先生との関わりの中できちんと自分たちで規律を守って行動していると思うんですけど、放課後というのは意外と子どもたちが、もう規律を離れて自由になっていますので、そこでしっかりと教育委員会がこれをするに当たっては、その放課後の子どもたちの自由な生活の中でもきちんと規律を守れるように、指導員がしていただきたいなと思っているんです。ですから、そのような研修もされているのかなと思ひまして、お伺いしました。また、よろしくお願ひします。

石井委員長 それでは他によろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは、議案第 38 号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 御異議なきようですので、議案第 38 号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、原案どおり承認することとします。